

日 薬 発 第 9 9 号
平成 28 年 6 月 16 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本信夫

平成 29 年度予算及び税制改正に関する要望について

日頃より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、薬剤師・薬局が国民に安全・安心な医療を安定して提供するためには、環境の整備・拡充が不可欠なことから、次年度の国家予算及び税制改正等について、毎年関係方面に要望を行っているところです。

平成 29 年度の要望に関しましては、先般、本会役員が厚生労働省及び文部科学省の関係部局を訪問し、別添の資料をもとに説明・要望いたしましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、地元選出国會議員及び都道府県議員はじめ関係方面に要望される際には、別添資料をご利用下さいよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

○ 「平成 29 年度予算及び税制改正に関する要望」

以 上

平成28年6月15日

厚生労働大臣

塩崎恭久 殿

公益社団法人 日本薬剤師会
会長 山本信夫

平成29年度予算及び税制改正に関する要望

平素は本会会務に対しご理解ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

来年度予算及び税制改正等につきまして、本会として別添資料のとおり要望いたしますので、格段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成28年6月15日

文部科学大臣

馳 浩 殿

公益社団法人 日本薬剤師会
会長 山本信夫

平成29年度予算及び税制改正に関する要望

平素は本会会務に対しご理解ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

来年度予算及び税制改正等につきまして、本会として別添資料のとおり要望いたしますので、格段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

平成28年6月

平成29年度 予算・税制改正要望

公益社団法人 日本薬剤師会

目 次

平成29年度予算に関する要望事項

1. かかりつけ薬剤師・薬局機能の充実・強化	1
2. 社会保障財源の確保	1
3. 地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の活用	1
4. 薬剤師認証システムの基盤整備	2
5. 危険ドラッグ対策の充実強化と薬剤師の活用	2
6. チーム医療推進における病院・診療所薬剤師の活用	2
7. 薬学教育、生涯学習への支援	3
① 薬剤師養成教育の充実	3
② 薬学生に対する奨学金制度の拡充	3
③ 生涯学習の推進	3
④ 認定薬剤師・専門薬剤師の養成	3
8. 医療安全管理体制等の整備	4
9. モバイルファーマシーの設置	4
10. 災害薬事コーディネーターの養成	4
11. 重複・多量投薬者等に対する取組への支援	4

平成29年度税制改正要望事項

1. 所得税・法人税関係	6
1) 薬学教育に係る長期実務実習費の収益事業からの除外	6
2) 薬価引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対応した税制優遇措置の創設	6
3) 「中小企業投資促進税制」の期間延長及び取得最低金額の引き下げ	7
4) 保険調剤(社会保険診療報酬)に係る所得税の源泉徴収の撤廃	8
2. 消費税関係	9
1) 保険調剤(社会保険診療報酬)等に係る消費税の非課税制度の見直し	9
2) 薬局等における薬学教育長期実務実習費取扱いの見直し(非課税化)	10
3) 要指導医薬品・一般用医薬品を軽減税率の対象とすること	11
3. 地方税関係	12
1) 保険調剤(社会保険診療報酬)に係る個人事業税の非課税措置の存続	12
2) 保険調剤(社会保険診療報酬)に係る法人事業税の非課税措置の創設	12
4. その他	13
1) セルフメディケーションの推進に資する薬局に係る税制措置の延長及び拡充	13
2) 薬局における設備投資等に関する税制優遇措置の創設	13

平成 29 年度予算に関する要望事項

1. かかりつけ薬剤師・薬局機能の充実・強化

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月閣議決定）において、かかりつけ薬局推進のため薬局全体の改革について検討することが明記され、平成 27 年 10 月には、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」が公表された。平成 26 年・27 年度の薬局・薬剤師による健康サポートの推進事業の次の段階として、平成 28 年度予算には患者のための薬局ビジョン推進事業費が計上されている。

来年度においても、本事業の更なる充実を図るとともに、健康サポート機能も含めた薬局全体のかかりつけ機能の充実・強化に向けて、地域の薬局の連携強化、多職種連携、地域住民による主体的な健康の維持増進の推進、介護・認知症等の初期相談や自殺防止対策等、かかりつけ薬剤師・薬局機能の発揮と充実・強化のための予算措置をお願いしたい。

2. 社会保障財源の確保

「社会保障と税の一体改革」において、消費税引き上げにより社会保障の安定財源を確保し、消費税增收分を社会保障 4 経費（年金、医療、介護、子育て）に充てることとしていたが、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率 10%への引き上げが 2 年半再延期された。予定されている社会保障制度改革はいずれも喫緊の課題であり、消費税引き上げが再延期されたことにより、地域において必要な医療・介護サービスが受けられなくなることがないよう、消費税に代わる社会保障財源の確保を強く要望する。

3. 地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の活用

在宅医療・介護の推進、地域包括ケアシステムの構築等「医療・介護サービスの提供体制の改革」を急務の課題として、平成 26 年度に新たな財政支援制度（基金）が創設され、平成 28 年度においても引き続き医療・介護提供体制改革のための事業が進められている。

来年度は、平成30年度の第7次医療計画及び第7次介護保険事業計画の策定が始まる。薬局・薬剤師が地域包括ケアシステムの中で、より一層その職能を発揮することができるよう、薬剤師の確保並びに女性薬剤師の復職等の支援、在宅医療・介護と終末期医療の推進、認知症のケアに関わる人材の育成、休日夜間を含む医薬品・医療材料等供給体制の整備のため、基金並びに地域支援事業に係る引き続きの予算措置をお願いしたい。

4. 薬剤師認証システムの基盤整備

関係省令が一部改正され、処方せんの電磁的記録による保存、作成及び交付等が可能となった。医療情報の利活用・保護にあたっては、医療職種を電子的に認証する「HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure : ヘルスケア公開鍵基盤)」による資格認証が必須であるが、基盤整備が十分でない状況である。電子処方箋を含めICTを用いた地域医療連携基盤の実現には薬剤師の電子認証が不可欠であることから、その整備のために所要の予算措置をお願いしたい。

5. 危険ドラッグ対策の充実強化と薬剤師の活用

危険ドラッグ対策については、医薬品医療機器法の改正等の法整備、迅速な鑑定のための試験検査体制が強化されてきたが、販売方法が多様化、潜在化している。今後もその充実強化が必要であり、引き続きの予算措置をお願いしたい。

また、薬剤師は、薬物療法の提供だけでなく、公衆衛生の向上や、感染症対策、薬物乱用防止など幅広い活動に職能を発揮することが期待されている。特に危険ドラッグ対策や薬物乱用を防止するためには、小児期からの啓発が重要であり、地域の薬剤師や教育機関における学校薬剤師を活用した啓発活動を強化するための予算措置をお願いしたい。(文部科学省にも要望)

6. チーム医療推進における病院・診療所薬剤師の活用

入院及び外来医療における薬剤師の臨床業務（処方提案、医薬品の効果・副作用モニタリング、プロトコルに基づく薬物治療管理等）の充実は、医療の安全確保や質向上のみならず、医師等関係職種の負担軽減にも繋がることや患者ケアの向上など、様々な成果が報告されている。また、抗がん剤等のハイリスク薬等の

適正使用においては、薬剤師による服薬指導の充実による治療薬の理解の向上、副作用の発現減少や予防、治療への不安の軽減などが報告されている。

こうした病院・診療所薬剤師の業務を一層充実させていくため、医療機関における病棟常駐等薬剤師の配置数を拡充するための予算措置及び入院及び外来医療におけるハイリスク薬等の薬剤管理指導を拡充するための予算措置をお願いしたい。

7. 薬学教育、生涯学習への支援

①薬剤師養成教育の充実（文部科学省にも要望）

平成25年度に改訂された薬学教育モデル・コアカリキュラムによる実務実習が、平成31年度から実施される。これに必要な指導薬剤師の養成、フォローアップ研修への支援、受入施設への支援等に対し、より一層の予算措置を講ずるよう強くお願いしたい。また、指導薬剤師の下で、共用試験に合格した薬学生が調剤業務等を行うことができる 국민に周知するための予算措置もお願いしたい。

②薬学生に対する奨学金制度の拡充（文部科学省にも要望）

薬剤師養成教育年限の延長に伴い、経済的な理由により薬学部(薬学科)への進学を断念する学生もいる。優秀な人材を確保するため、薬学部(薬学科)の学生に対する奨学金制度の拡充をお願いしたい。

③生涯学習の推進

日本薬剤師会では、薬剤師が生涯にわたり学ぶべき指標である「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード」を公表し、各関係団体と連携しながら「生涯学習支援システムJ P A L S」を運用し、全国共通の生涯学習制度の拡充について検討を進めている。かかりつけ薬剤師や健康サポートに関する研修の充実、在宅医療やチーム医療の推進に必要な薬剤師のさらなるレベルアップに向けた生涯学習を支援するための一層の予算措置をお願いしたい。

④認定薬剤師・専門薬剤師の養成

医療技術の高度化等により、薬剤師はジェネラリストであるとともに、特定の領域に精通したスペシャリストとして職能を発揮することが求められる場面が増えてきている。現状の専門・認定薬剤師制度も含めて高い専門性を有する薬剤師の育成のために、更なる予算措置をお願いしたい。

8. 医療安全管理体制等の整備

医療における医薬品の安全確保は極めて重要であり、日本薬剤師会としても、医薬品の安全使用のために必要な情報の提供、医療安全に関する研修の支援、調剤事故事例の収集・提供等により、医療安全の確保、医療事故防止に取り組んでおり、厚生労働省の補助により平成21～24年度に「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」が実施され、平成25年度以降も「薬局医療安全対策推進事業」として継続されている。

一方、医療安全には一定のコストを要するのも事実である。このため、薬局医療安全対策推進事業の充実強化や、電子版お薬手帳について新たな機能の付与やその標準化、薬局での服薬管理のための支援など、所要の予算措置をお願いしたい。

9. モバイルファーマシーの設置

モバイルファーマシー（災害時対応医薬品供給車両）は、東日本大震災後の支援活動を教訓に宮城県に設置され、その後、大分県、和歌山県、広島県、鳥取県に設置されている。熊本地震後の支援活動では、その機能が初めて本格的に活用され、災害支援活動に極めて有用であることが実証された。各地域への設置に向けた予算措置をお願いしたい。

10. 災害薬事コーディネーターの養成

東日本大震災の際、都道府県の薬事担当と地域医療担当との連携が必ずしも十分ではなく、迅速な対応に一部困難なところがあり、熊本地震後の対応においても改善すべき点が認められた。災害時に都道府県において、薬事の観点から連携・調整を担う「災害薬事コーディネーター」の養成のための予算措置をお願いしたい。

11. 重複・多量投薬者等に対する取組への支援

保険者による重複・頻回受診者等に対する適正受診の実施支援が平成26年度に行われ、平成27年度からは、これに加えて重複・多量投薬者等に対する薬剤師等

による訪問指導とその結果の処方医、薬局へのフィードバックの実施支援が行われている。医薬品の適正使用並びに医療費の適正化を推進する事業であり、来年度においても予算措置を継続いただきたい。

平成29年度税制改正要望事項

1. 所得税・法人税関係

○収益事業からの除外について

1. 薬学教育に係る長期実務実習費を収益事業から除外すること

(理由) 薬学部における長期実務実習は、医学部、歯学部とは異なり、大学に附属病院、附属薬局の必置義務がない中、外部の施設を中心に行われている。長期実務実習は大学の依頼により薬学教育の一環として、薬局・病院が実習受入施設として協力して行うものであり、収益事業として扱われるものではない。医療法では、医療法人が行う「医療関係者の養成」は、附帯業務に位置付けられている。

実習を受入れる施設には実務実習費が支払われるが、この実務実習費については収益事業費から除外するよう要望する。

○在庫医薬品の資産価値減少への対応

2. 薬価の引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対応した税制優遇措置を創設すること

(理由) 薬価基準収載医薬品は、仕入れの時期に関わらず、調剤時の薬価による保険請求となるため、薬価が引き下げられると総売上の減少と同時に在庫医薬品の資産価値の減少にもつながっている。

平成10年度以降の薬価改正においても、以下のとおり、毎回薬価の引き下げが行われている。

平成10年度	△9.7%
平成12年度	△7.0%
平成14年度	△6.3%
平成16年度	△4.2%
平成18年度	△6.7%
平成20年度	△5.2%
平成22年度	△5.75%
平成24年度	△6.00%

平成 26 年度 △5.64% (消費税引上げ分を除く)

平成 28 年度 △6.47%

また、長期収載品の薬価の追加引き下げや制度改革事項による薬価の引き下げ等が行われているが、調剤医療費の 74.3%は薬剤料、特定保険医療材料料が占めており、薬価の改正は、保険薬局の維持・運営等に大きな影響がある。

診療報酬等の改定と同時に実施される薬価基準改正により発生する薬価引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値減少に対して、税制優遇措置が行われる制度を創設するよう要望する。

長期収載品の薬価追加引き下げ

平成 22 年度 △2.2%

平成 24 年度 △0.86%

制度改革事項による薬価の引き下げ

平成 28 年度 △約 2.25%

○「中小企業投資促進税制」の期間延長等について

3. 「中小企業投資促進税制」の期間延長及び同制度における取得最低金額を引き下げるこ

(理由) 薬局が設備投資を行った場合の税制優遇措置として、代表的なものに「中小企業投資促進税制」があるが、同税制の指定期間は（平成 29 年 3 月 31 日まで）となっている。今後も薬局の業務の効率化、質の向上のためには、積極的な設備投資等が必要となる。また、多くの薬局は規模が小さいため、購入する機械・装置、器具・備品等は、現在の最低限度額に届かないことが多く、「中小企業投資促進税制」を利用することができない。同税制の指定期間（平成 29 年 3 月 31 日まで）を延長するとともに、適用対象資産の取得最低金額を引き下げるよう要望する。

参考：最低限度額 例

中小企業投資促進税制	：	機械・装置取得価格	160万円以上
		器具・備品取得時価格	120万円以上
		ソフトウェア取得価格	70万円以上

○源泉徴収の取扱い

4. 保険調剤（社会保険診療報酬）に係る所得税の源泉徴収を 撤廃すること

（理由）個人で経営している保険薬局などが、社会保険診療報酬支払基金から得る診療報酬に関しては、所得税法上、（当該月分の報酬額－20万円）×10%を源泉徴収されている。当該年度の確定申告を行うことにより、すでに源泉徴収された税額が控除されることにはなるが、保険薬局の経営は年々厳しさを増しており、調剤報酬に占める薬剤費の割合も約4分の3となっている中で、毎月の資金繰り上、運転資金が枯渇する事態も起こりうる状況となっている。特に、設備投資など多額の支出の計画がある場合、当該源泉徴収制度は足かせにもなっており、保険調剤に係る源泉徴収制度は撤廃するよう強く要望する。

2. 消費税関係

○保険調剤（社会保険診療報酬）等に係る消費税の非課税制度について

1. 社会保険診療等に対する消費税について、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関、薬局の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
2. 現行制度において、診療報酬等に上乗せされている仕入れ税額相当分を上回る仕入消費税額を負担している場合に、その超過分の還付が可能な税制上の措置を講ずること。

(理由) 社会保険診療に対する消費税は非課税とされているため、医療機関、薬局の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、薬局等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関、薬局が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされている。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%、5%→8%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえない。平成26年4月の税率引上げ（5%→8%）後、補てん状況の検証が行われたが、保険薬局への補てん率は8.6.03%となっており、マクロ的に大きく補てん不足であることが明らかになった。

このようなマクロの補てん不足とは別に、現在の仕組みは個別の医療機関、薬局の仕入構成の違いに対応できる仕組みでない。そのため、診療報酬等の消費税上乗せ分を超える控除対象外消費税が生じた場合は、申告により返還が求めることができる制度の創設を要望する。

また、この問題を抜本的に解決するため、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度および医療保険における補てんの仕組みを、仕入税額の控除または還付が可能な制度に改めることを強く要望する。

○実務実習費に関する取り扱い

2. 薬学教育に係る長期実務実習費に関して非課税とすること

(理由) 6年制教育においては、薬局、病院における長期実務実習が正式なカリキュラム（必修）として位置づけられ、平成22年5月より、病院と薬局においてそれぞれ11週間ずつの実務実習が開始されている。薬学部における長期実務実習は、外部の施設を中心に実施され、実習を受入れる施設には実習費が支払われているが、これは現在「外部に委託する取引」として扱われ、消費税の課税対象となる状況である。

消費税導入時より、「課税対象になじまないもの」や「社会政策的配慮から課税することが適当でない項目」については「非課税取引」とされている。学校の授業料は、社会政策的な配慮から課税することが適当ではないという理由で「非課税扱い」となっている。したがって、薬局、病院における実務実習は、薬学教育の必須科目としての授業の一環であり、委託の有無に関わらず実習費に課税することは適当でないと考える。

平成26年4月の消費税率8%の引き上げにより、薬学生の負担が約16,000円増加したが、今後も消費税率の引き上げが予定されており、更なる薬学生の負担増が懸念される。

薬局、病院における実務実習は、薬学教育の一環として行われるものであり、実習費に関しても授業料同様に、非課税として取り扱うよう要望する。

参考：実習費に係る消費税額（薬学生・父母の負担）

現行 8% → 約44,000円

10% → 約55,000円（現行より約11,000円の増）

○要指導医薬品や一般用医薬品に関する取り扱い

3. 要指導医薬品や一般用医薬品に関する取り扱い

(理由) 現在、要指導医薬品や一般用医薬品は、購入時に消費税（8%）が課税されているが、要指導医薬品や一般用医薬品は、疾病の治療、症状の改善、生活習慣病等に伴う症状発現の予防、健康の維持・増進等を目的とするものである。また、近年、医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用（いわゆるスイッチ化）が進んでいる。中には、医師の確定診断がついた疾患の再発時等のみに消費者が薬局におけるアドバイスのもとで購入できる一般用医薬品も増加している。

今後、消費税率引き上げに伴う価格の上昇により、要指導医薬品や一般用医薬品等の購入を控える国民が増加し、国民の健康な生活に影響が出ることも考えられる。

要指導医薬品や一般用医薬品は「生活必需品」としての性格と体調不良時に購入するため「痛税感」から軽減税率の対象とするよう要望する。

3. 地方税関係

○事業税の取扱い

1. 保険調剤（社会保険診療報酬）に係る個人事業税の非課税措置（特別措置）を存続すること

（理由）保険調剤は、調剤報酬点数表及び薬価基準という国が定めた公定価格に基づき、地域住民に社会保険診療（保険調剤）サービスを提供する、極めて公益性の高い事業である。

保険調剤報酬の個人事業税に係る非課税措置は、その公益性と種々の制約を勘案し、従来より非課税措置がとられてきている。また、この非課税措置は国民医療に貢献する医薬分業を推進する上でも重要な機能を果たしている。

これらの理由から、今後とも標記事業税の特別措置を継続するよう強く要望する。

2. 保険調剤（社会保険診療報酬）に係る法人事業税の非課税措置（特別措置）を創設すること

（理由）医師及び医療法人については、社会保険診療報酬による所得に関する事業税が課税されていない。また、保険調剤においても、個人事業主においては、社会保険診療報酬（調剤報酬）による所得に関する事業税が課税されていない。

しかし、同じ保険調剤であっても、法人の保険薬局における所得については、当該課税除外の規定が存在せず、事業税が課せられている。ほとんどの保険薬局は、医療機関のように「医療法人」に分類される法人形態がないため、やむを得ず「株式会社等」の法人形態を取っている。

保険薬局は、医療提供施設として調剤報酬点数表及び薬価基準という国が定めた公定価格に基づき、地域住民に社会保険診療（保険調剤）サービスを提供しており、その公益性と種々の制約を勘案し、良質な調剤サービスを今後も維持できるよう、社会保険診療報酬による所得に関する法人事業税の非課税措置を創設されるよう強く要望する。

4. その他

1. セルフメディケーション* の推進に資する薬局に係る税制措置を延長するとともに拡充を図ること

* 専門家の適切なアドバイスのもと、身体の軽度な不調や軽微な症状を自ら手当てすること

(理由)

日本再興戦略において、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれたことを受け、厚生労働省では、充実した相談体制や設備など一定の基準を満たす薬局を「健康サポート薬局」と位置付け、「健康サポート薬局」に対しては平成28年度から2年間の税制優遇制度*(不動産取得税)が創設された。

「健康サポート薬局」の届出は、平成28年10月1日からとなっており、現在、「健康サポート薬局」を目指す薬局は、基準に適合するよう研修の受講、より充実した相談体制や要指導医薬品等の適切な販売体制の整備に取り組んでいる。今後、時間をかけて「健康サポート薬局」の基準を満たす薬局もあり、それらの薬局も対象となるような措置と共に、地域住民による主体的な健康維持・増進を支援するために行った設備投資等に関する税制優遇措置を要望する。

*セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制優遇措置(不動産取得税)

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産取得価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置

2. 薬局における設備投資等に関する税制優遇措置を創設すること

(理由)

地域医療構想に沿った在宅医療の受入体制の整備や質が高く効率的な調剤の提供、ICT化の推進など、薬局においても様々な設備投資を行うケースが増加している。地域包括ケアシステム構築に向けて、質が高く効率的な医療を提供するため、薬局が行う設備投資等に関する税制優遇措置の創設を要望する。

以上